

消 防 特 第 241 号
令和 6 年 12 月 6 日

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長
(公 印 省 略)

経済産業省産業保安グループ
高压ガス保安室長

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制
について (通知)

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 359 号）及び石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（令和 6 年総務省・経済産業省告示第 3 号）が本日公布され、令和 6 年 12 月 7 日に石油コンビナート等特別防災区域の変更が行われます。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域の変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市区町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

政令第三百五十九号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和五年四月一日」を「令和六年四月一日」に改める。

別表中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の三を第五号とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二地区の項中「別表第四号の三及び第九号から第十一号まで」を「別表第五号及び第十号から第十二号まで」に改める。

理 由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、酒田地区についてその指定を解除する等の必要があるからである。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案	新旧対照条文	目次
○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）		1
○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）		2

改 正 案	現 行
1・2 (略) 3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和六年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。 別表 一 四の二 (略) 五 (略) 六 十二 (略) (削る) 十三 七十四 (略)	1・2 (略) 3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、<u>令和五年四月一日</u>における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。 別表 一 四の二 (略) 四の三 (略) 五 十一 (略) 十二 酒田地区 十三 七十四 (略)

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

別表第三（第二十二条関係）								改 正 案	
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分	区 域	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	区域令別表第五号及び第十号から第十二号までに掲げる地区の区域	(略)			

別表第三（第二十二条関係）								現 行	
第七地区	第六地区	第五地区	第四地区	第三地区	第二地区	第一地区	区分	区 域	
区域令別表第三十五号及び第三十六号に掲げる地	区域令別表第二十二号、第二十五号、第二十七号及び第三十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第二十号及び第二十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第十六号及び第十七号に掲げる地区の区域	区域令別表第十三号から第十五号までに掲げる地区の区域	区域令別表第四号の三及び第九号から第十一号までに掲げる地区の区域	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域			

第十二地区	第十一地区	第十地区	第九地区	第八地区	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第十二地区	第十一地区	第十地区	第九地区	第八地区	
区域令別表第七十三号及び第七十四号に掲げる地区の区域	区域令別表第七十一号及び第七十二号に掲げる地区の区域	区域令別表第五十号から第五十四号まで及び第六十八号に掲げる地区の区域	区域令別表第四十三号、第四十八号、第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号までに掲げる地区の区域	区域令別表第三十八号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる地区の区域	区の区域

○ 総務省
経済産業省 告示第三号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年
通商産業省 告示第一号）
自治省
の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和六年十二月六日

総務大臣 村上誠一郎

経済産業大臣 武藤 容治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
「一〇四の二略」 五略 六〇十二略 削る	「一〇四の二 同上」 四の三 略 五〇十一 同上 十二 酒田地区 山形県酒田市の次の区域 (1) 宮海字南浜 一番地の十四、一番地の十九、一番地の二十、一番地の二十五、一番地の二十七、一番地の二十八、一番地の三十五から一番地の三十九まで、一番地の四十一、一番地の四十二、一番地の四十七から一番地の五十一まで、一番地の五十七から一番地の七十まで、一番地の七十二、一番地の七十五、一番地の七十六、一番地の九十から一番地の百四まで、一番地の百六、一番地の百八、一番地の百九から一番地の百十三まで、一番地の百十五から一番地の百十七まで、百八十三番地の一、百八十三番地の十二、百八十三番地の十四、百八十三番地の十六から百八十三番地の三十一まで、百八十七番地の二及び百八十七番地の五、字南砂畑四番地の一、四番地の二十七、四番地の二十九から四番地の三十二まで、四番地の三十四から四番地の三十九まで、四番地の四十一から四番地の四十八まで、四番地の五十から四番地の五十三まで及び四番地の五十五から四番地の六十五まで並びに字新林六百六十二番地の三から六百六十二番地の五まで、六百六十二番地の十五、六百六十二番地の三十二及び六百六十二番地の三十三の区域 (2) 新町字光ヶ丘百八十六番地、大浜二丁目六十一番地の二十四、六十一番地の二十六、六十一番地の三十一、六十一番地の三十三、六十一番地の四十八、六十一番地の五十四から六十一番地の五十九まで、六十一番地の六十二、六十一番地の百八十三から六十一番地の百九十まで、七十八番地の二、七十八番地の七、七十九番地の三、七十九番地の四、八十番地の二から八十番地の七まで、八十一番地の二、八十二番地の一、八十三番地の一、八十三番地の二、八十三番地の四、八十三番地の五、八十四番地の一、八十四番地の四、八十四番地の五、八十五番地の一、八十五番地の六、八十五番地の七、八十六番地の九、八十八番地の一、八十八番地の三、九十四番地の四、百五番地の二、百五番地の四、百五番地の九から百五番地の十三まで、百十八番地の五、百三十八番地の四、百三十八番地の七、百三十八番地の十、百三十九番地の二、百三十九番地の三、百四十二番地の二、百四十四番地、百四十四番地の一、百四十六番地、百四十六番地の一、百四十六番地の八、百四十六番地の九、百四十七番地の一、百四十八番地の六、百四十八番地の七、百四十九番地の四、百五十番地の四、百五十一番地の一、百五十一番地の四、百五十一番地の五、百八十二番地、百八十三番地の一から百八十三番地の四まで、二百八十一番地から二百八十三番地まで、二百八十三番地の一、二百八十四番地から二百八十六番地まで、二百八十九番地、二百九十番地、二百九十一番地の一から二百九十一番地の三まで、二百九十六番地、二百九十七番地、二百九十七番地の一、二百九十九番地及び三百番地並びに南新町二丁目六十一番地の四十五、六十一番地の六十八、二百八

〔十三 略〕

十四 いわき地区

福島県いわき市の次の区域

〔1〕(3) 略

(4) 錦町徳力四番地の四、五十三番地の四及び五十三番地の七、落合十六番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十四番地、七十六番地の一から七十六番地の三まで、七十七番地、七十八番地、七十九番地の一、七十九番地の三から七十九番地の五まで、八十番地、八十一番地、八十二番地の一、八十二番地の二、八十八番地の三、九十四番地の一、九十五番地の三、九十五番地の四、九十六番地から九十八番地まで、九十九番地の一、九十九番地の二、百番地から百二番地まで、百二番地の二、百三番地から百五番地まで、百六番地の二、百六番地の二、百七番地の二、百八番地の二、百八番地の三、百九番地の一、百九番地の三、百九番地の四、百十五番地、百十五番地の二、百十七番地の二、百二十番地、百二十一番地、百二十二番地の一、百二十二番地の二、百二十三番地から百二十六番地まで、百三十五番地の四、百三十六番地の二、百七十七番地の三、百七十八番地から百八十四番地まで、百八十七番地、百八十九番地の二、百八十九番地の三、百九十番地、百九十一番地、百九十二番地の二及び百九十九番地、堰下一番地の一、五十三番地の一から五十三番地の七まで、五十五番地の一、五十五番地の五、五十六番地、五十九番地、七十二番地及び七十三番地、曲田十七番地の三、四反田一番地の一、一番地の四、一番地の六、一番地の十、一番地の十一から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の二、二番地の四、二番地の五、三番地の二、三番地の二、四番地の二、四番地の二、五番地の二、五番地の二、六番地の二、六番地の二、七番地の二、七番地の四、八番地の二、九番地の二、九番地の四、九番地の五、二十四番地から三十番地まで、三十一番地の二、三十一番地の二、三十二番地の二、三十二番地の二、三十三番地の二、三十三番地の三、三十三番地の三、三十三番地の四、三十四番地の四、三十四番地の五、三十五番地の二、三十五番地の三、三十五番地の四、三十六番地から四十番地まで、四十番地の二、四十一番地、四十一番地の二、四十二番地、四十二番地の二、六十四番地の二、六十四番地の二、六十四番地の四から六十四番地の六まで、六十五番地の二及び六十六番地の二から六十六番地の三まで、沼ノ川一番地の二、江栗七反田一番地の二及び二番地の十三、江栗大町一番地の十二、四十一番地の七及び五十九番地の十並びに柳町二十二番地の二、二十二番地の五、二十六番地の二、三十六番地の三、四十四番地の二、四十七番地の二、四十八番地の二、四十九番地の二、五十番地の三、五十一番地の三、五十七番地の二、五十七番地の三、六十六番地及び七十番地並びに勿来町大高館下四番地の二及び十五番地の二、六十六番地の三及び八番地の二、大高京田三番地の四、四番地の二、五番地の二、六番地の三、六番地の三、六番地の三、二十四番地の二、二十五番地の二、二十六番地の二、二十六番地の三、三十一番地の三及び八十二番地の二から八十六番地まで、四

〔十三 同上〕

十四 いわき地区

福島県いわき市の次の区域

〔1〕(3) 同上

(4) 錦町徳力四番地の四、五十三番地の四及び五十三番地の七、落合十六番地、七十九番地の三、百二番地の二、百四番地、百五番地、百六番地の二、百七番地の二、百八番地の二、百八番地の三、百九番地の二、百九番地の三、百九番地の四、百十五番地、百十五番地の二、百十七番地の二、百二十番地、百二十一番地、百二十二番地の二、百二十六番地、百三十五番地の四、百三十六番地の二、百八十二番地から百八十四番地まで、百八十七番地及び百九十二番地の二、堰下一番地の二、五十三番地の二から五十三番地の七まで、五十五番地の二、五十五番地の五、五十六番地、五十九番地、七十二番地及び七十三番地、曲田十七番地の三、四反田一番地の二、一番地の四、一番地の六、一番地の十、一番地の十一から一番地の十三まで、二番地の二、二番地の二、二番地の四、二番地の五、三番地の二、三番地の二、四番地の二、四番地の二、五番地の二、五番地の二、六番地の二、六番地の二、六番地の二、七番地の二、七番地の四、八番地の二、九番地の二、九番地の四、九番地の五、二十四番地から三十番地まで、三十一番地の二、三十二番地の二、三十二番地の二、三十二番地の二、三十三番地の二から三十三番地の三まで、三十四番地の二、三十四番地の二、三十四番地の四、三十四番地の五、三十五番地の二、三十五番地の三、三十五番地の四、三十六番地から四十番地まで、四十番地の二、四十一番地、四十一番地の二、四十二番地、四十二番地の二、六十四番地の二、六十四番地の二から六十四番地の六まで、六十五番地の二、六十五番地の二、六十五番地の二及び六十六番地の二から六十六番地の三まで、沼ノ川一番地の二、江栗七反田一番地の二及び二番地の十三、江栗大町一番地の二、四十一番地の七及び五十九番地の十並びに柳町二十二番地の二、二十二番地の五、二十六番地の二、三十六番地の三、四十四番地の二、四十七番地の二、四十八番地の二、四十九番地の二、五十番地の三、五十一番地の三、五十七番地の二、五十七番地の三、六十六番地及び七十番地並びに勿来町大高館下四番地の二及び十五番地の二、大高京田三番地の四、四番地の二、五番地の二、六番地の二、六番地の三、二十四番地の二、二十五番地の二、二十六番地の二、二十六番地の三、三十番地の二、三十番地の五、三十一番地の三及び八十二番地から八十六番地まで、四沢塚田二番地の二、四沢谷地四番地、四沢長町一番地、三番地、七番地、九番地の二、十番地から十八番地まで、二十二番地の二及び二十三番地から二十八番地まで並びに窪田十条一番地の二、一番地の二、二番地の二、四番地及び五番地の二から五番地の七までの区域並びに錦町徳力のうち市道徳力二号線、江栗馬場・沼ノ川線、江栗大町・沼ノ川線、川部・錦線に囲まれた区域

沢塚田二番地の一、四沢谷地四番地、四沢長町一番地、三番地、七番地、九番地の一、十番地から十八番地まで、二十二番地の一及び二十三番地から二十八番地まで並びに窪田十条一番地の一、一番地の二、二番地の一、四番地及び五番地の一から五番地の七までの区域並びに錦町徳力のうち市道徳力二号線、江栗馬場・沼ノ川線、江栗大町・沼ノ川線、川部・錦線に囲まれた区域

〔十五ノ四十三 略〕

四十四 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の次の区域

- (1) 本脇字海岸六百五十三番一及び六百五十四番一、西庄字外浜千七百七十四番一から千七百七十四番八まで及び千七百七十五番、古屋字海面空地五百四十六番一、五百四十六番六及び五百四十六番八、松江字蛭子地二千十二番一、字上山二千三十九番一、二千三十九番七及び二千四十四番二百十五、字二十九町場千九百九十三番及び千九百九十五番一、字外小松原二千四十八番一及び二千四十八番十一から二千四十八番十五まで、字式拾九町場二千五十三番一、字海面二千九十八番一、字御殿山二千三十五番一、字北鶴ノ島千三百七十六番三、千三百七十六番二十三、千三百七十六番二十八及び千三百七十六番五十四、字中鶴ノ島千四百番一、字南砂ノ口千三百四十九番四から千三百四十九番七まで及び千三百四十九番十五から千三百四十九番十八まで、字北砂ノ口千三百三十九番四及び千三百三十九番七、字鶴ノ島千三百六十四番一、千三百六十四番八、千三百六十四番二十一及び千三百六十四番二十二、字内鶴ノ島千四百三番一、千四百四番一、千四百四番八、千四百二十番二、千四百二十番六、千四百二十番七、千四百二十番九、千四百二十番十、千四百二十番十三、千四百二十番二十八、千四百二十番二十九、千四百二十番三十一及び千四百二十番三十三、字松林寺千五百八十五番一、字東山千五百五十六番一、千五百五十六番三、千五百五十六番四、千五百五十六番七、千五百五十六番六十七及び千五百五十六番六十八、字安左エ門開千五百二十九番、字東浜千五百三十一番一及び千五百三十一番十三並びに字外鶴ノ島千四百四十一番三及び千四百四十一番六から千四百四十一番八まで並びに湊字口ノ坪二千三百五十五番一、二千四百十六番一及び二千四百十六番二並びに字濱ノ坪二千六百七十五番一から二千六百七十五番三まで、二千六百七十五番五、二千六百七十五番八、二千六百七十五番十一から二千六百七十五番十三まで、二千六百七十五番十六、二千六百七十五番十九、二千六百七十五番二十、二千六百七十五番二十二、二千六百七十五番二十六から二千六百七十五番二十九まで、二千六百七十五番四十二、二千六百七十五番五十二から二千六百七十五番六十九まで、二千六百七十七番、二千六百九十番及び二千六百九十三番の区域

〔2〕 略〕

四十五 和歌山北部臨海中部地区

和歌山県海南市船尾字中浜二百六十番地の九十八から二百六十番地の百まで及び二百六十番地の百三から二百六十番地の百十一まで並びに藤白七百五十八番地の十七、七百五十八番地の二十四、七百五十八番地の二十七、七百五十八番地の三十二、七百五十八番地の七十四、七百

〔十五ノ四十三 同上〕

四十四 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の次の区域

- (1) 本脇字海岸六百五十三番一及び六百五十四番一、西庄字外浜千七百七十四番一から千七百七十四番八まで及び千七百七十五番、古屋字海面空地五百四十六番一、五百四十六番六及び五百四十六番八、松江字蛭子地二千十二番一、字上山二千三十九番一、二千三十九番七及び二千四十四番二百十五、字二十九町場千九百九十三番及び千九百九十五番一、字外小松原二千四十八番一及び二千四十八番十一から二千四十八番十五まで、字式拾九町場二千五十三番一、字海面二千九十八番一、字御殿山二千三十五番一、字北鶴ノ島千三百七十六番三、千三百七十六番二十三、千三百七十六番二十八及び千三百七十六番五十四、字中鶴ノ島千四百番一、字南砂ノ口千三百四十九番四から千三百四十九番七まで及び千三百四十九番十五から千三百四十九番十八まで、字北砂ノ口千三百三十九番四及び千三百三十九番七、字鶴ノ島千三百六十四番一、千三百六十四番八、千三百六十四番二十一及び千三百六十四番二十二、字内鶴ノ島千四百三番一、千四百四番一、千四百四番八、千四百二十番二、千四百二十番六、千四百二十番七、千四百二十番九、千四百二十番十、千四百二十番十三、千四百二十番二十八、千四百二十番二十九、千四百二十番三十一及び千四百二十番三十三、字松林寺千五百八十五番一、字東山千五百五十六番一、千五百五十六番三、千五百五十六番四、千五百五十六番七、千五百五十六番六十七及び千五百五十六番六十八、字安左エ門開千五百二十九番、字東浜千五百三十一番一及び千五百三十一番十三並びに字外鶴ノ島千四百四十一番三及び千四百四十一番六から千四百四十一番八まで並びに湊字口ノ坪二千三百五十五番一、二千四百十六番一及び二千四百十六番二並びに字濱ノ坪二千六百七十五番一から二千六百七十五番三まで、二千六百七十五番五、二千六百七十五番八、二千六百七十五番十一から二千六百七十五番十三まで、二千六百七十五番十六、二千六百七十五番十九、二千六百七十五番二十、二千六百七十五番二十二、二千六百七十五番二十六から二千六百七十五番二十九まで、二千六百七十五番三十二、二千六百七十五番三十三、二千六百七十五番三十五、二千六百七十五番三十六、二千六百七十五番三十九から二千六百七十五番四十二まで、二千六百七十五番五十二から二千六百七十五番六十九まで、二千六百七十七番、二千六百九十番及び二千六百九十三番の区域

〔2〕 同上〕

四十五 和歌山北部臨海中部地区

和歌山県海南市船尾字中浜二百六十番地の九十八から二百六十番地の百まで及び二百六十番地の百三から二百六十番地の百十一まで並びに藤白七百五十八番地の十七、七百五十八番地の十八、七百五十八番地の二十五から七百五十八番地の二十八まで、七百五十八番地の三十二、

五十九番地の二、七百五十九番地の二十八、七百五十九番地の四十四、七百五十九番地の五十二、七百五十九番地の六十、七百六十番地の一、七百六十番地の三、七百六十番地の四及び七百六十番地の十一の区域

〔四十六〇五十三 略〕

五十四 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

- (1) 東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間並びに五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部宇沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の二十九のうち宇部興産海運株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三のうち宇部興産海運株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百四のうち宇部興産海運株式会社沖宇部倉庫敷地、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五百二十五番地の百三十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の一から五千二百五十三番地の七まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十五から五千二百五十四番地の二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の一、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の一から五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の一から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

- (2) 大字小串宇沖ノ山一番地の六、千九百五十九番地の六十八、千九百五十九番地の六十九、千九百五十九番地の七十二、千九百五十九番地の七十三、千九百七十二番地の三(UBE工業道路本社助田線を除く)、千九百七十八番地の一(UBE工業道路本社助田線と本社沖の山線との交差点より南側の区域)、千九百七十八番地の二、千九百七十八番地の五か

七百五十八番地の四十二、七百五十八番地の四十四、七百五十八番地の七十三、七百五十九番地の二、七百五十九番地の四から七百五十九番地の十七まで、七百五十九番地の二十から七百五十九番地の二十三まで、七百五十九番地の二十六から七百五十九番地の二十九まで、七百五十九番地の三十二から七百五十九番地の三十六まで、七百五十九番地の三十九から七百五十九番地の四十三まで、七百五十九番地の四十七から七百五十九番地の五十まで、七百五十九番地の五十二から七百五十九番地の五十八まで、七百五十九番地の六十から七百五十九番地の六十三まで、七百五十九番地の六十六から七百五十九番地の七十一まで、七百五十九番地の七十八から七百五十九番地の八十七まで、七百六十番地の一から七百六十番地の八まで及び七百五十八番地の一の区域

〔四十六〇五十三 同上〕

五十四 宇部・小野田地区

イ 山口県宇部市の次の区域

- (1) 東見初町五百二十六番地の五十、五百四十一番地の二百六十一のうち五百二十六番地の五十及び五百四十一番地の二百六十二に接する部分から六十八・三メートルまでの区間並びに五百四十一番地の二百六十二並びに大字沖宇部宇沖ノ山五百二十五番地の十三、五百二十五番地の十四、五百二十五番地の二十七、五百二十五番地の二十八、五百二十五番地の三十一、五百二十五番地の三十三、五百二十五番地の五十二、五百二十五番地の八十一、五百二十五番地の百二十五、五百二十五番地の百二十六、五千二百五十三番地、五千二百五十三番地の一から五千二百五十三番地の七まで、五千二百五十四番地の二のうちセントラル硝子株式会社引込専用線より西側、五千二百五十四番地の七から五千二百五十四番地の十一まで、五千二百五十四番地の十五から五千二百五十四番地の二十まで、五千二百五十四番地の二十一、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十二、同番地に隣接する区域、五千二百五十四番地の二十三、五千二百五十四番地の二十七から五千二百五十四番地の二十九まで、五千二百五十四番地の三十一、五千二百五十四番地の三十二、五千二百五十四番地の三十五、五千二百五十四番地の三十八、五千二百五十五番地の三から五千二百五十五番地の五まで、五千二百五十六番地の三、五千二百五十六番地の四、五千二百五十八番地の二、五千二百五十九番地の二、五千二百六十二番地の九、五千二百七十番地の一、五千二百七十番地の七、五千二百七十一番地の一、五千二百七十一番地の三から五千二百七十一番地の五まで、五千二百七十二番地の一から五千二百七十二番地の六まで、五千二百七十二番地の十一から五千二百七十二番地の二十二まで、五千二百七十三番地の三、五千二百七十三番地の四及び五千二百七十七番地の一から五千二百七十七番地の五までの区域並びに当該区域に介在する道路の区域

- (2) 大字小串宇沖ノ山一番地の六、千九百五十九番地の六十八、千九百五十九番地の六十九、千九百五十九番地の七十二、千九百五十九番地の七十三、千九百七十二番地の三(UBE工業道路本社助田線を除く)、千九百七十八番地の一(UBE工業道路本社助田線と本社沖の山線との交差点より南側の区域)、千九百七十八番地の二、千九百七十八番地の五か

ら千九百七十八番地の七まで、千九百七十八番地の十から千九百七十八番地の十二まで、千九百七十八番地の十六、千九百七十八番地の十九、千九百七十八番地の二十五、千九百七十八番地の六十六から千九百七十八番地の七十まで、千九百七十八番地の七十二、千九百七十八番地の七十三、千九百七十八番地の七十六、千九百七十八番地の七十七、千九百七十八番地の七十九から千九百七十八番地の八十九まで、千九百七十八番地の九十三から千九百七十八番地の九十九まで、千九百七十八番地の百一、千九百七十八番地の百四から千九百七十八番地の百七まで、千九百七十九番地の九、千九百八十番地の十二、千九百八十番地の八、千九百八十番地の九、千九百八十番地の十一、千九百八十番地の十二、千九百八十番地の十七、千九百八十番地の十八、千九百八十番地の二十二、千九百八十番地の二十三、千九百八十番地の二十五から千九百八十番地の三十四まで、千九百八十五番地、千九百八十五番地の二から千九百八十五番地の四まで、千九百八十七番地の一、千九百八十七番地の二(UBE工業道路本社助田線を除く。)、千九百八十七番地の五のうちUBE株式会社宇部ケミカル工場敷地、千九百八十七番地の七、千九百八十七番地の九から千九百八十七番地の十三まで、千九百八十七番地の十八から千九百八十七番地の二十一まで、千九百八十八番地の一、千九百八十八番地の二、千九百八十八番地の四、千九百八十八番地の六から千九百八十八番地の十一まで、千九百八十八番地の十三、千九百八十八番地の十六、千九百八十八番地の十七、千九百八十八番地の十九から千九百八十八番地の三十三まで、千九百八十九番地の一から千九百八十九番地の三まで、千九百九十番地、千九百九十一番地の一から千九百九十一番地の四まで、千九百九十二番地、千九百九十四番地の三、千九百九十五番地の四及び千九百九十七番地の一から千九百九十七番地の五までの区域 〔3〕・〔4〕略 〔口略〕	ら千九百七十八番地の七まで、千九百七十八番地の十から千九百七十八番地の十二まで、千九百七十八番地の十六、千九百七十八番地の十九、千九百七十八番地の二十五、千九百七十八番地の六十六から千九百七十八番地の七十まで、千九百七十八番地の七十二、千九百七十八番地の七十三、千九百七十八番地の七十六、千九百七十八番地の七十七、千九百七十八番地の七十九から千九百七十八番地の八十九まで、千九百七十八番地の九十三から千九百七十八番地の九十九まで、千九百七十八番地の百一、千九百七十八番地の百四から千九百七十八番地の百七まで、千九百七十九番地の九、千九百八十番地の十二、千九百八十番地の八、千九百八十番地の九、千九百八十番地の十一、千九百八十番地の十二、千九百八十番地の十七、千九百八十番地の十八、千九百八十番地の二十二、千九百八十番地の二十三、千九百八十番地の二十五から千九百八十番地の三十四まで、千九百八十五番地、千九百八十五番地の二から千九百八十五番地の四まで、千九百八十七番地の一、千九百八十七番地の二(UBE工業道路本社助田線を除く。)、千九百八十七番地の五のうちUBE株式会社宇部ケミカル工場敷地、千九百八十七番地の七、千九百八十七番地の九から千九百八十七番地の十三まで、千九百八十七番地の十八から千九百八十七番地の二十一まで、千九百八十八番地の一、千九百八十八番地の二、千九百八十八番地の四、千九百八十八番地の六から千九百八十八番地の十一まで、千九百八十八番地の十三、千九百八十八番地の十六、千九百八十八番地の十七、千九百八十八番地の十九から千九百八十八番地の三十一まで、千九百八十九番地の一から千九百八十九番地の三まで、千九百九十番地、千九百九十一番地の一から千九百九十一番地の四まで、千九百九十二番地、千九百九十四番地の三、千九百九十五番地の四及び千九百九十七番地の一から千九百九十七番地の五までの区域 〔3〕・〔4〕同上 〔口同上〕
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。